

4 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

暫定措置水域沿岸漁業等出漁届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ⑩

下記により暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用する船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数

2 操業区域

- イ 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域
- ロ 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域
- ハ 日中漁業協定に基づく暫定措置水域
- ニ 日中漁業協定に基づく中間水域 (ロを除く水域)

3 漁法

- ・曳き縄
- ・一本釣り
- ・たもすくい網
- ・小型いか釣り (小型するめいか釣を除く)
- ・しいら漬け
- ・かご
- ・固定式刺し網
- ・はえなわ
- ・その他 ()

4 操業期間

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第1条第1項第9号イに掲げる海域で操業する場合にはイに、同号ロに掲げる海域で操業する場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業する場合にはハに、同号ニに掲げる海域で操業する場合にはニに○をすること。

3 漁法は、操業するものに○をすること。

なお、その他に該当するものについては、() 内に具体的な漁法名を記入すること。

本表…追加 [平成13年6月農水告740号]、旧5表…繰上 [平成14年3月農水告905号]、全部改正 [平成16年9月農水告1670号]、一部改正 [平成20年3月農水告410号]